

宿泊税導入に向けたスケジュールについて

■今後の想定スケジュール

年度	令和8年度				令和9年度		令和10年度	
	6月	7月	8月	12月	3月	上半期	下半期	4月～
項目		パブリックコメントの実施	町議会に条例(案)の提出・審議	総務省との協議開始		宿泊事業者への制度説明	観光客への周知	条例施行・課税開始

■【参考】法定外税の新設手続きについて（令和7年度第2回検討会議資料（再掲））

法定外税について

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。
平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。
また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続

```

graph TD
    LE[地方団体  
議会] -- "条例可決後協議" --> MD[総務大臣]
    MD -- "同意" --> LE
    LE -- "意見の聴取" --> MD
    MD -- "意見" --> LFCR[地方財政審議会]
    LFCR -- "意見の聴取" --> MD
    MD -- "審査の申出  
(不服がある場合)" --> LE
    MD -- "勧告  
(関与が不当であると認めるとき)" --> LE
    MD -- "通知  
(具備)" --> MOF[財務大臣]
    MD -- "通知" --> MOF
    
```

「特定納税義務者」
法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上であると見込まれること

同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと